

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

大淀町地域包括支援センター

1. 基本指針

大淀町地域包括支援センター（以下「当センター」という。）は、利用者及び職員等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。当センター内における感染予防体制を確立し、適正かつ安全なサービスの提供を図るため、本指針を定めるものとする。

2. 感染管理体制

（1）感染防止対策委員会の設置

①目的

当センター内での感染症の発生や感染拡大を防止するために、「感染防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

②委員会の構成

委員会は、次に掲げる者で構成する。

（ア）委員長は、地域包括支援センターの長が務める。

（イ）委員会の委員は、地域包括支援センターの職員で構成する。

（ウ）その他、委員長が必要と認める者。

③委員会の業務

委員会は、利用者の状況や当センターの状況に応じ、委員長（センター長）の召集により委員会をおおむね6ヶ月に1回以上かつ必要に応じて開催し、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周知する。

（ア）感染症の予防体制の確立に関すること

（イ）指針・マニュアル・業務継続計画（BCP）等の整備・更新に関すること

（ウ）職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること

（エ）利用者の感染症等の既往の把握

（オ）利用者・職員の健康状態の把握

（カ）感染症発生時の対応と報告

（キ）感染対策実施状況の把握と評価

（ク）感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施

(2) 役割分担

①センター長 委員会の開催

②保健師等 感染対策、医療情報の提供と感染対策の立案及び指導、利用者や職員の健康状態の把握

③上記以外の職員 担当する利用者の状況把握、感染対策の実施状況の把握及び周知

(3) 指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、職員への研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 職員研修及び訓練の実施

委員会は、職員へ感染対策の適切な基礎知識の普及・啓発を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修等を以下のとおり実施する。

①新規採用者に対する研修

新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

②定期的研修及び訓練

職員を対象とした研修及び訓練の開催は、年1回以上とする。

③記録

委員会の開催記録、研修及び訓練の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存する。

3. 平常時の対応

(1) 当センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行い、当センター内の衛生管理、清潔保持に努める。

(2) 職員は、標準的な感染対策として、日頃から検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用（推奨）を行う。

(3) 町の関係部署、保健所、医療関係等の関係機関との連携体制を構築する。

(4) 職員は、利用者の異常な兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の身体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、すぐに家族、主治医に知らせる。

4. 感染症や食中毒の発生の対応

(1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

①職員又は利用者が感染症等に感染した（感染疑いを含む。）ときは、主治医への相談や医療機関の受診を勧める。

②受診の結果、職員又は利用者が感染症等と判断された場合は、速やかに状況を把握し、センター長に報告する。

③センター長は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。

④相談・訪問等で対応した職員、同時期に当該職員が接した他の利用者及び職員の健康状態を把握する。

⑤町の関係部署、保健所、医療関係等の関係機関と連携し、必要な対応を行う。

(2) 感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

①発生時は、手洗いや排泄物、嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、またはサービス内容の変更等の調整を行うこと。

④別に定める業務継続計画（BCP）に従い、適切な業務の継続に努めること。

(3) 感染症等が発生した場合には、利用者の主治医（医療機関）、保健所、町の関係部署に報告し、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、利用者や家族への情報提供と状況の説明等を行う。

(4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに町の関係部署及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか今後の対応について相談する。

5. その他

- (1) 指針及び感染症等対策に関するマニュアル、業務継続計画（BCP）は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 本指針は誰でも閲覧できるよう当センター内に備え付けるほか、ホームページにも公開する。

附 則

この指針は令和6年4月1日より実施する。